

社会福祉法人米原市社会福祉協議会車いす貸出事業実施要綱

（目的）

第 1 条 社会福祉法人米原市社会福祉協議会車いす貸出事業（以下、「本事業」という。）は、一時的に車いすを必要とする人等に対し、車いすを貸し出すことにより、日常生活における課題の解消を図ることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）とする。

（対象者）

第 3 条 本事業の対象者は、米原市内に在住し、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。ただし、いずれの場合も他法、他施策を優先するものとする。

- （1）怪我や疾病により一時的に車いすを必要とする者
- （2）外出や旅行等により一時的に車いすを必要とする者
- （3）その他、本会会長が特に必要と認めたる者

（貸出車いす）

第 4 条 本事業において貸し出す車いすは、標準型車いすのみとする。

（貸出期間）

第 5 条 本事業の貸し出し期間は 1 ヶ月単位とし、最長 6 ヶ月とする。ただし、本会会長が必要と認めたる場合はこの限りでない。

（利用申請）

第 6 条 本事業を利用しようとする者または介助者等（以下「利用者」という。）は、利用申請書（別記様式第 1 号）を本会会長に提出しなければならない。

2 前条の利用期限を越えるものについては、あらたに利用申請を行うものとする。

（契約の締結）

第 7 条 本会会長は、前条の利用決定を受けた者との間に、別に車いす賃貸借契約を締結するものとする。

（利用料）

第 8 条 利用者は、第 4 条の車いすを借り受けるにあたり、1 ヶ月あたり 500 円の利用料を支払うものとする。ただし、利用期間が 1 ヶ月に満たない場合においても同額とする。

2 1 ヶ月とは、貸出開始日から翌月前日までの期間とする。

- 3 本会会長は、利用者が経済的理由により、利用料を支払うことが困難と認めるときは、その利用料の支払いを免除することができる。

(車いすの搬送)

第9条 借り受け及び返却にあたっての搬送は、利用者が行うものとする。

(利用条件)

第10条 利用者は、借り受けた車いすを譲渡や転貸、または担保に供するなど目的外に供してはならない。

- 2 借り受けた車いすは善良な管理を行い、破損等が生じた場合は、速やかに本会に報告し、その指示に従わなければならない。

(費用弁償)

第11条 本会会長は、利用者の責めに帰すべき事由により破損等が生じた場合は、その修繕等に要する費用の実費について、利用者による負担を求めることができる。

(故障に伴う賠償)

第12条 車いすの不具合等、本会の責めに帰すべき事由により事故等が生じた場合は、本会が契約している保険の範囲内で対応するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか貸し出しに関する必要な事項は、本会会長が別に定める。

- 2 また、本会は個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用する。

付則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

- 2 この要綱を施行する場合において、従前の要綱等に基づいて貸し出された福祉機器の取り扱いについては、その例による。

付則 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

- 2 この要綱を施行する場合において、従前の要綱等に基づいて貸し出された車いすの取り扱いについては、その例による。